

**本件連絡先**

泉南市健康福祉部広域福祉課

介護事業者担当: 福井・大植・樋口

TEL:072-493-2023

Mail: koufuku@city.sennan.lg.jp

(様式 1)

平成 30 年 3 月 27 日

報道機関 各位

泉南市秘書広報課長 古木 孝彦

(広報担当: 古木)

## 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定取消について

泉南市では、介護保険法の規定により、指定事業者の指定を取消しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 指定取消対象事業者

- (1) 法人名 株式会社あじさい
- (2) 代表者 代表取締役 福山 志賀恵 (ふくやま しかえ)
- (3) 所在地 大阪府泉南市新家1090番地

#### 2-① 事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名称 あじさいケアサービス(訪問介護、第1号訪問事業)
- (2) 申請所在地 大阪府泉南市新家1090番地
- (3) 指定年月日 平成25年4月1日(訪問介護)  
平成29年4月1日(第1号訪問事業)
- (4) 介護保険事業者番号 2775601301

#### 2-② 事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名称 あじさいケアプラン(居宅介護支援)
- (2) 申請所在地 大阪府泉南市新家1090番地
- (3) 指定年月日 平成25年4月1日
- (4) 介護保険事業者番号 2775601335

3 指定取消年月日 平成31年3月31日

4 指定取消理由 別紙のとおり

## 指定居宅介護支援事業者の指定取消について

平成31年3月27日(水)

泉南市 健康福祉部 広域福祉課 介護事業者担当 福井・大植・樋口 電 話 072-493-2023 F A X 072-462-7780
---

標記について、介護保険法の規定により、下記の指定居宅介護支援事業者の指定を取り消しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 指定取消対象事業者

- (1) 法人名 株式会社あじさい
- (2) 代表者 代表取締役 福山 志賀恵 (ふくやま しかえ)
- (3) 所在地 大阪府泉南市新家1090番地

#### 2 事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名称 あじさいケアプラン(居宅介護支援)
- (2) 申請所在地 大阪府泉南市新家1090番地
- (3) 指定年月日 平成25年4月1日
- (4) 介護保険事業者番号 2775601335

#### 3 指定取消年月日 平成31年3月31日

#### 4 指定取消の理由

##### ア 不正請求

##### 【介護保険法第84条第1項第6号】

指定居宅介護支援事業所において、常態として、介護支援専門員5名が常勤専従として勤務すべき時間中に訪問介護事業所・あじさいケアサービスにおける、道路運送法に抵触する通院等乗降助等の勤務に従事したことから、

平成29年2月から同年6月まで及び同30年7月から同年12月までの間(平成29年4月から同年8月まで及び同30年9月から同31年2月までの支払分)、常勤専従の介護支援専門員を3人以上配置するという厚生労働大臣が定める基準に適合していなかったのに、これに適合しているものとして届け出て、居宅介護サービス計画費について、特定事業所加算(Ⅱ)に係る単位数を加算した請求をし、

また、平成29年7月から同年10月まで及び同年12月から同30年6月までの間(平成29年9月から同年12月まで及び同30年2月から同年8月までの支払分)、常勤専従の介護支援専門員を2人以上配置するという厚生労働大臣が定める基準に適合していなかったのに、これに適合しているものとして届け出て、居宅介護サービス計画費について、特定事業所加算(Ⅲ)に係る単位数を加算した請求をし、

また、平成28年12月から同30年4月までの間(平成29年2月から同30年6月までの支払分)、親族によるサービス提供(訪問介護員の同居の義母である利用者に対する訪問介護の提供)を位置づけた居宅サービス計画を作成し、これにかかる居宅介護支援費を請求し、以て、居宅介護サービス計画費の請求に関し不正があった。

##### イ 不正・不当行為

##### 【介護保険法第84条第1項第11号】

指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員が、指定訪問介護事業所における居宅サービス計画の実施状況の把握等の適正な給付管理を怠ったばかりか、指定訪問介護事業所の道路運送法に抵触するサービス提供等を自ら行うなどして、指定訪問介護事業所における不正請

求を主導し、以って、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした。

5 事業者に対する経済上の措置

経済上の措置として、介護給付費を支給した市町に対し、平成 29 年 4 月から平成 31 年 2 月まで不正に受け取った介護給付費 6,580,402 円を返還させるほか、返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額（介護保険法第 22 条第 3 項）を加算して支払わせる。

## 指定居宅サービス事業者及び第1号訪問事業指定事業者の指定取消について

平成31年3月27日(水)

泉南市 健康福祉部 広域福祉課 介護事業者担当 福井・大植・樋口 電話 072-493-2023 FAX 072-462-7780
--

標記について、介護保険法の規定により、下記の指定居宅サービス事業者及び第1号訪問事業指定事業者の指定を取り消しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 指定取消対象事業者

- |         |                         |
|---------|-------------------------|
| (1) 法人名 | 株式会社あじさい                |
| (2) 代表者 | 代表取締役 福山 志賀恵 (ふくやま しかえ) |
| (3) 所在地 | 大阪府泉南市新家1090番地          |

#### 2 事業所名称及び所在地

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 事業所名称     | あじさいケアサービス (訪問介護、第1号訪問事業)               |
| (2) 申請所在地     | 大阪府泉南市新家1090番地                          |
| (3) 指定年月日     | 平成25年4月1日 (訪問介護)<br>平成29年4月1日 (第1号訪問事業) |
| (4) 介護保険事業者番号 | 2775601301                              |

#### 3 指定取消年月日 平成31年3月31日

#### 4 指定取消の理由

##### ア 不正請求

##### 【介護保険法第77条第1項第6号】

指定訪問介護事業所において、道路運送法に抵触しないことが通院等乗降介助の訪問介護費算定の要件の一つであるところ、平成29年2月から同30年12月までの間(平成29年4月から同31年2月までの支払分)、継続的に、特定旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転をなす者がなく、したがって、道路運送法に抵触しない通院等乗降介助を提供することが不可能であるのに(道路運送法第43条第5項、第25条、第78条、旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令)、通院等乗降介助の提供を行ったとして、これにかかる居宅サービス事業費を請求し、

また、平成28年12月から同30年4月までの間(平成29年2月から同30年6月までの支払分)、継続的に、訪問介護員に、その同居の義母である利用者に対する訪問介護の提供をさせ(大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第27条)、指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に違反する訪問介護について、これにかかる居宅サービス事業費を請求し、

また、平成30年8月から同12月までの間(平成30年10月から同31年2月までの支払分)、サービス提供者の氏名を偽り、他人名義のサービス提供とし、これにかかる居宅サービス事業費を請求し、

また、平成28年4月から同30年12月までの間(平成28年6月から同31年2月までの支払分)、職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備をする旨、及び、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設ける旨の書面をそれぞれ作成するもこれらの書面をいずれも職員に周知することもなく、資質向上のための計画を策定して研修の実施または研修の機会を設けることもなく、賃金改善以外の処遇改善(職場環境の改善など)の取組みを実施することもなく、したがって、厚生労働大臣が

定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施していなかったのに、これを実施しているものとして届け出て、居宅サービス事業費について、介護職員処遇改善加算に係る単位数を加算した請求をし、以て、居宅介護サービス費の請求に関し不正があった。

イ 虚偽報告

【介護保険法第 77 条第 1 項第 7 号】

指定訪問介護事業所において、平成 30 年 12 月 13 日の指定居宅サービス事業者・株式会社あじさいに対する監査（介護保険法第 76 条第 1 項の規定による検査）の際、通院等乗降介助に係るサービス提供記録における訪問介護員名及びサービス提供時間並びに乗降記録簿の運転者名を書き換えた虚偽の帳簿書類を提示し、以て、虚偽の報告をした。

ウ 法令違反

【介護保険法第 115 条の 45 の 9 第 1 項第 6 号】

第 1 号訪問事業と一体的にサービス提供を行うことができる訪問介護及び介護予防訪問介護において不正が認められ、介護保険法に違反した。

5 事業者に対する経済上の措置

経済上の措置として、介護給付費を支給した市町に対し、平成 29 年 4 月から平成 31 年 2 月まで不正に受け取った介護給付費 6,366,839 円を返還させるほか、返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額（介護保険法第 22 条第 3 項）を加算して支払わせる。